

募集

⑮公民館『パソコン教室』の受講生を募集

会場	コース	開催日	内容	申込期限
笠間公民館	A	12月7日(金)・8日(土)	年賀状	11月30日(金) 必着
	B	12月11日(火)・12日(水)		
友部公民館 (開催場所は 笠間公民館)	C	12月18日(火)・19日(水)	ワードとエクセル	12月7日(金) 必着
	D	12月21日(金)・22日(土)		
岩間公民館	E	1月15日(火)・16日(水)	デジタルカメラ (ワードで写真加工)	12月27日(木) 必着
	F	1月29日(火)・30日(水)		

※友部公民館のパソコン教室については、工事のため臨時休館となりますので、笠間公民館で開催します。

内容

【年賀状】教科書付属のCD-ROMを活用して、イラストや宛名作成をワードで学習する。

※当日作成したデータはCDに保存しますので、自宅で印刷してください。

【ワードとエクセル】封筒、誕生日カード、案内図入りチラシ、表計算、住所録作り、はがきの宛名印刷などを、ワードとエクセルを使い学習する。

【デジタルカメラ】デジタルカメラで撮影した写真を、ワードで年賀状やオリジナルアルバムなどに加工する方法を学習する。

時間 午前9時30分～午後4時30分

対象 市内在住・在勤の方

定員 各コース20名(定員を超えた場合は抽選)

使用機種 ウィンドウズ・ビスタ(公民館のパソコンを使用します)

受講料 年賀状コース:2,400円 ワードとエクセルコース:2,700円
デジタルカメラコース:3,500円 ※受講料には教科書代等を含む。

申込方法 最寄りの公民館窓口で直接申し込むか、はがきに①パソコン教室②コース名③郵便番号④住所⑤氏名(ふりがな)⑥電話番号を記入の上、お申し込みください。(電話・FAX不可)

受付時間 午前9時～午後5時15分(月曜日休館)

※募集人員に満たない時には、開講できない場合がありますのでご了承ください。

申・問 笠間公民館 〒309-1613 笠間市石井 2068-1 TEL 0296-72-2100
友部公民館 〒309-1737 笠間市中央 3-3-6 TEL 0296-77-7533
岩間公民館 〒319-0294 笠間市下郷 5140 TEL 0299-45-2080



⑧ページ 「申」は申し込み先、「問」は問い合わせ先の略です。

④市民の皆さんの住まいにあった防犯対策を助成します

対象者 市内に住所を有している世帯の世帯主または世帯を構成する方のどちらか

※市税を完納していることが助成の条件となります。

助成対象 居住する住宅に対し、居住者が平成23年3月1日以降、玄関・窓等に行った防犯対策で、かかった費用が5,000円以上のもの

助成金額 取り付けや交換等にかかった費用が5,000円以上で、そのかかった費用の1/2(100円未満切捨)を助成。ただし、助成金の上限は20,000円で、一世帯1回のみ助成。

【助成の対象となる防犯対策】

場所	実施内容
玄関	1 防犯性能の高い錠の取り付けまたは交換
	2 補助錠の取り付けまたは交換
	3 サムターンカバーの取り付けまたは交換
	4 カム送り防止具の取り付けまたは交換
	5 ガードプレートの取り付けまたは交換
窓	1 防犯フィルムの貼り付け
	2 防犯ガラスへの交換
	3 補助錠の取り付けまたは交換
	4 面格子の取り付けまたは交換
	5 ガラス破壊センサーの取り付けまたは交換
屋外 (敷地内)	1 センサー付ライトの取り付け
	2 センサー付アラームの取り付け
	3 防犯カメラの取り付け(玄関外側に設置を含む)
その他※	1 自転車・自動二輪車等のツーロックの取り付け
	2 自動車のハンドルロックの取り付け

※その他1・2の取り付けは、玄関・窓・屋外の防犯対策と合わせて行った場合のみ助成の対象となります。

【補助の対象にならないもの】

- 1 防犯対策以外の目的を有するもの(犬、門扉、フェンス、門灯等)
- 2 警備会社の委託契約
- 3 護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等)
- 4 屋内のセンサーライト、屋内のセンサーアラーム

申請方法 下記の書類を、市役所(本所)市民活動課防犯交通グループへ提出してください。

- (1) 笠間市住まいの防犯対策助成申請書
- (2) 防犯対策の内容およびその施工日または購入日が記載された領収書(原本)
- (3) 施工写真(完成写真)
- (4) 製品等を確認できるカタログ等 ※コピー可

申請にあたっての注意事項

- (1) 申請は一世帯1回限りです。防犯対策は、住まいの状況を踏まえて行いましょう。
- (2) 賃貸住宅にお住まいの方が行う場合は、必ず所有者の同意を得てください。管理組合、管理者、オーナーが行ったものは対象となりません。
- (3) 事務所や事業所は対象となりません。
- (4) 職員が現地調査を行う場合があります。
- (5) この制度を利用した防犯対策で生じたトラブル、取り付け後の盗難等による損害については、市は一切その責任を負いません。
- (6) 新築等により設置した場合は、対象となりません。

申請期限 平成25年3月15日(金)

問 市民活動課(内線135)

皆さんの納める保険税は国保制度を支えるための大切な財源です。③ページ